

別 表(第2条関係)

補助事業名	高齢者福祉施設等防災緊急対策事業
補助事業の目的	高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、水害対策に伴う改修等を支援する。また、高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、社会福祉連携推進法人や合併した社会福祉法人の広域型施設における老朽化に伴う改修等や大規模修繕等を支援する。
補助事業の対象となる者	別紙1の1「対象施設等」を運営する者
補助事業の対象となる経費	別紙1の1「整備区分」ごとに、同2「対象経費」に定める経費。ただし、同3「対象外経費」に掲げるものを除く。
補助率	3/4
補助金の額	予算の範囲内において、下記により算出した額を限度とする。 別紙1の2に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切捨て)を交付額とする。
適用除外する条項	
その他の事項	この要綱は当該年度内に着手する事業について適用する。 その他、この要綱に定めのないものについては、国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」及び「同実施要綱」に定める補助基準等に準じる。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 1 高齢者福祉施設等防災緊急対策事業補助金所要額内訳書(別紙2) 2 事業計画書(別紙3) (指定期日) 別に通知する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 経費配分の変更は認めない。 (軽微な事業内容の変更) 整備の目的を変更しない程度の変更。 (添付書類) 第3条に準ずる。 (指定期日) 必要の生じた日から20日以内。ただし、当該年度の3月31日を限度とする。
第9条第1項	(報告事項等)
第11条	(添付書類) 1 高齢者福祉施設等防災緊急対策事業補助金精算額内訳書(別紙4) 2 事業実績報告書(別紙5) (指定期日) 事業完了の日から起算して1月を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日。
第19条第1項	(処分制限期間) 2008年(平成20年)7月11日厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。

1 整備区分

整備区分	整備内容	対象施設等	備考
(1) 非常用 自家発電 設備整備	大規模停電等により、生命をおびやかす事態が想定される高齢者施設等における非常用自家発電設備の整備を行うこと。	特別養護老人ホーム	定員30人以上のものに限る。 総事業費5,000千円以上(燃料タンクを除く)の整備に限る。
		軽費老人ホーム (ケアハウス・A型・B型)	
		介護老人保健施設	
		介護医療院	
		養護老人ホーム	
(2) 水害対策強化	大雨等により発生し得る災害に備えて、高齢者施設等の利用者が、円滑で安全な避難ができるような施設整備を行うこと。 ※ 垂直避難エレベーター、スロープの設置、避難スペース確保の改修工事等	特別養護老人ホーム	定員30人以上のものに限る。 原則、災害レッドゾーン、災害イエローゾーンに所在する高齢者施設等に限る。 総事業費800千円以上の整備に限る。
		軽費老人ホーム (ケアハウス・A型・B型)	
		介護老人保健施設	
		介護医療院	
		養護老人ホーム	
(3) 給水設備 整備	大規模断水等により、生命をおびやかす事態が想定される高齢者施設等における給水設備の整備を行うこと。	特別養護老人ホーム	定員30人以上のものに限る。 総事業費5,000千円以上の整備に限る。
		軽費老人ホーム (ケアハウス・A型・B型)	
		介護老人保健施設	
		介護医療院	
		養護老人ホーム	
(4) 社会福祉連携 推進法人等による 高齢者施設等の 防災改修等支援	高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕を行うこと。	特別養護老人ホーム	定員30人以上のものに限る。 総事業費800千円以上61,600千円以下の整備に限る。 令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和4年4月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限る。
		軽費老人ホーム (ケアハウス・A型・B型)	
		介護老人保健施設	
		介護医療院	
		養護老人ホーム	

2 対象経費

種 目	対 象 経 費
主 体 工 事 費	本体工事費
	本体工事事務費
整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	

3 対象外経費

・整備区分(1)～(3)

- ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
- イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
- ウ 他の事業による補助対象となる事業
- エ その他、整備事業として適当と認められないもの
- オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業

・整備区分(4)

- ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの
- イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
- ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
- エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの
- オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
- カ その他、支援事業として適当と認められないもの

別 表(第2条関係)

補助事業名	介護施設等における換気設備設置支援事業
補助事業の目的	風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置に必要な費用について補助をする。
補助事業の対象となる者	別紙1の1「対象施設等」を運営する者
補助事業の対象となる経費	別紙1の2「対象経費」に定める経費。ただし、同4「対象外経費」に掲げるものを除く。
補助率	定額(別紙1の3「補助基準額等」のとおり)
補助金の額	予算の範囲内において、下記により算出した額を限度とする。 別紙1の2に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額と、別紙1の3に定める基準額とを比較して少ないほうの額(1,000円未満の端数は切捨て)を交付額とする。
適用除外する条項	
その他の事項	その他、この要綱に定めのないものについては、国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」及び「同実施要綱」に定める補助基準等に準じる。

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 介護施設等における換気設備設置支援事業補助金所要額内訳書(別紙2) 2 事業計画書(別紙3) 3 歳入歳出予算書(見込書)抄本 (設置者が市町の場合)
	(指定期日) 別に通知する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 経費配分の変更は認めない。
	(軽微な事業内容の変更) 設置の目的を変更しない程度の変更。
	(添付書類) 第3条に準ずる。
	(指定期日) 必要の生じた日から20日以内。 ただし、当該年度の3月31日を限度とする。
第 9 条 第 1 項	(報告事項等)
第 1 1 条	(添付書類) 1 介護施設等における換気設備設置支援事業補助金精算額内訳書(別紙4) 2 事業実績報告書(別紙5) 3 歳入歳出決算書(見込書)抄本 (設置者が市町の場合)
	(指定期日) 事業完了の日から起算して1月を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間) 2008年(平成20年)7月11日厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。

別紙1

1 対象施設等

対 象 施 設 等	備 考
特別養護老人ホーム	定員30人以上のものに限る。 併設の老人短期入所施設(定員に関わらず)を含む。
老人短期入所施設	定員30人以上のものに限る。 特別養護老人ホームに併設されるものは除く。
軽費老人ホーム (ケアハウス・A型・B型)	定員30人以上のものに限る。
介護老人保健施設	
介護医療院	
養護老人ホーム	
有料老人ホーム	老人福祉法第29条に基づき届け出た、定員30人以上のものに限る。 兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針に定める居室に関する基準を満たすこと。

2 対象経費

種目	対象経費
工事費	換気設備の設置に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
工事事務費	

3 補助基準額等

補助基準額	補助率
設置する居室の床面積×4千円	10/10

4 対象外経費

- (1) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
- (2) 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
- (3) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの
- (4) 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの
- (5) 他の事業による補助対象となる事業
- (6) その他、支援事業として適当と認められないもの